各計画素案の説明動画を公開しています

12/14(火)まで ご意見をお寄せください





めぐろ学校教育プラン改定素案

問い合せ 教育政策課 2 03-5722-9432 FX 03-5722-9332

教育施策を取り巻く状況の変化に対 応するため、学校教育施策の中期計画 である「めぐろ学校教育プラン」の改定 作業を進めています。現行プランで掲げ る「目指す子ども像」と「目指す学校像」 を継承しつつ、教育に関する社会情勢 の変化を踏まえるとともに、皆様の学校 教育への期待に応えていくための改定 素案を取りまとめました。改定素案(全 文)は、区ホームページ(右コー ド)でご覧になれます。



MEGUROスマートスクール・アクションプラン素案

問い合せ 学校ICT課 ☎ 03-5722-9147 FAX 03-5722-9332

「めぐろ学校教育プラン」に目標として掲げる目指す子ども像・学校像の実現に向けて、教育の情報化を推進す る計画の策定作業を進めています。「GIGAスクール構想元年」の今、めぐろの子どもたちが、これからの時代に 求められる資質・能力を確実にはぐくむことができる学校教育を実現するため、学校・教育委員会と保護者・地域 の皆様と教育の情報化の考え方や方向性等を共有し、一体となって教育の情報化の推進に取組んでいくための 計画素案を取りまとめました。素案(全文)は、区ホームページ(右コード)でご覧いただけます。



目黒区生涯学習実施推進計画改定素案

問い合せ 生涯学習課 ☎ 03-5722-9314 FAX 03-3715-3099

区民一人ひとりが生き生きと主体的に学び、その成果や経験を地域社会に生かすことができる生涯学習社会の 実現に向けて、関連施策を計画的かつ重点的に推進していくために、目黒区生涯学習実施推進計画を改定します。 改定素案(全文)は、区ホームページ(右コード)で

ご覧いただけます。







学校施設の設計標準を作成しています

問い合せ 学校施設計画課 ☎ 03-5722-9307 FAX 03-5722-9333

目黒区教育委員会では、老朽化した区立学校施設を計画的に更新していく予定です。現在、学校施設に求めら れる機能や、各教室等の標準的な仕様、必要な設備について、目黒区としての考え方をまとめた設計標準を作成 しています。令和3年度中に公表する予定で進めています。

区では学校施設の整備や、学校で使用する備品等の充実を図るための寄付(ふるさと納税)を募集していますので、 みなさまのご協力をお願いします。詳しくは目黒区ホームページ(右コード)をご覧ください。

ひとりで悩まず 相談してください



だれかに聞いてもらうだけでも 気分が楽になります。

これからのことを

一緒に考えさせてください。

■めぐろ学校サポートセンターでの教育相談

めぐろ学校サポートセンターでは、幼児・児童・生徒の心身の健全な発達を支援するため、教育相談員(心理の専 門職員)が、発達、学業、進路、不登校、人間関係など、教育上の諸課題について相談をお受けしています。



来室相談(事前予約制)

めぐろ学校サポートセンターで専門的な立場から相談を行います。 月曜日から土曜日、午前10時~午後5時 ※祝日・年末年始を除く

☎ 03-3712-4601



電話相談

電話による相談もできます。匿名での相談も可能です。 月曜日から金曜日、午前10時~午後5時

☎ 03-3710-6770

■学校・園でのスクールカウンセラーによる教育相談

目黒区では、スクールカウンセラーを区立幼稚園・こども園、小・中学校に派遣し、相談活動を行っています。 相談をご希望の場合には、それぞれの学校・園にお問い合わせください。



第七・第八・第九・第十一中学校の統合の取組を進めています

問い合せ 学校統合推進課 ☎ 03-5722-9301 FX 03-5722-9332

南部・西部地区の区立中学校の統合を進めるため、統合方針「望ましい規模の区立中学校の実現を目指して」 の改定案を令和3年9月にとりまとめ、10月から説明会等でご意見を伺いました。今後、12月に 統合方針を改定する予定です。取組の状況は、区ホームページ(右コード)でお知らせしています。

統合の具体策案(概要)

- ・令和7年4月を目標に「第七中学校 と第九中学校」、「第八中学校と第十 一中学校 | を統合し、新設中学校2 校を開校します。また、新校舎は建 て替えにより整備し、令和9年度中 を目標に新校舎へ移転します。
- ·新設中学校の開校に向け、令和4年 度に学校関係者、保護者、地域の方な どによる協議組織を設置し、校地な ど必要な基本的事項を協議します。

※新設中学校の開校時期と校地について

新設中学校の校地は、統合対象校の既 存の校地を活用します。そのため、建て替 え工事期間中は、新校舎とならない校地 の既存校舎で新設中学校を開校し、工事 完了後に新校舎へ移転します。

